

## 4 輸送障害に関する事項

### 4.1 輸送障害の発生状況

- ・輸送障害(列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等)<sup>9</sup>の件数は、長期的に増加傾向ですが、令和元年度は5,666件(対前年度比47件減)でした。
  - ・鉄道係員、車両又は鉄道施設等(部内原因)に起因する輸送障害は、1,434件(輸送障害に占める割合25.3%、対前年度比15件増)でした。このうち、鉄道係員に起因するものが287件(同5.1%、同1件減)、車両に起因するものが723件(同12.8%、同28件増)、施設に起因するものが423件(同7.5%、同13件減)でした。
  - ・線路内立入り等(部外原因)による輸送障害は、2,687件(輸送障害に占める割合47.4%、対前年度比73件増)でした。このうち、自殺によるものが577件(同10.2%、同24件減)、動物によるものが821件(同14.5%、同117件増)でした。
  - ・風水害、雪害、地震等の自然災害による輸送障害(災害原因)<sup>※</sup>は、1,545件(輸送障害に占める割合27.3%、対前年度比135件減)でした。このうち、風水害によるものが955件(同16.9%、同1件増)、雪害によるものが81件(同1.4%、同52件減)、地震によるものが32件(同0.6%、同41件減)でした。
- ※ 自然災害による輸送障害(災害原因)は、従来より、1事業者の1つの事象(台風、地震等)における運休や遅延を1件と計上しています。例えば、梅雨による豪雨で、ある事業者の複数の路線で多数の運休が数日間発生した場合でも1件と計上しています。
- ・なお、運転事故に伴う列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等については、運転事故との重複を避けるため、輸送障害として計上していません。

部内原因 : 鉄道係員、車両又は鉄道施設に起因するもの

部外原因 : 線路内立入り、動物との衝突等に起因するもの等(部内原因及び自然災害以外のもの)

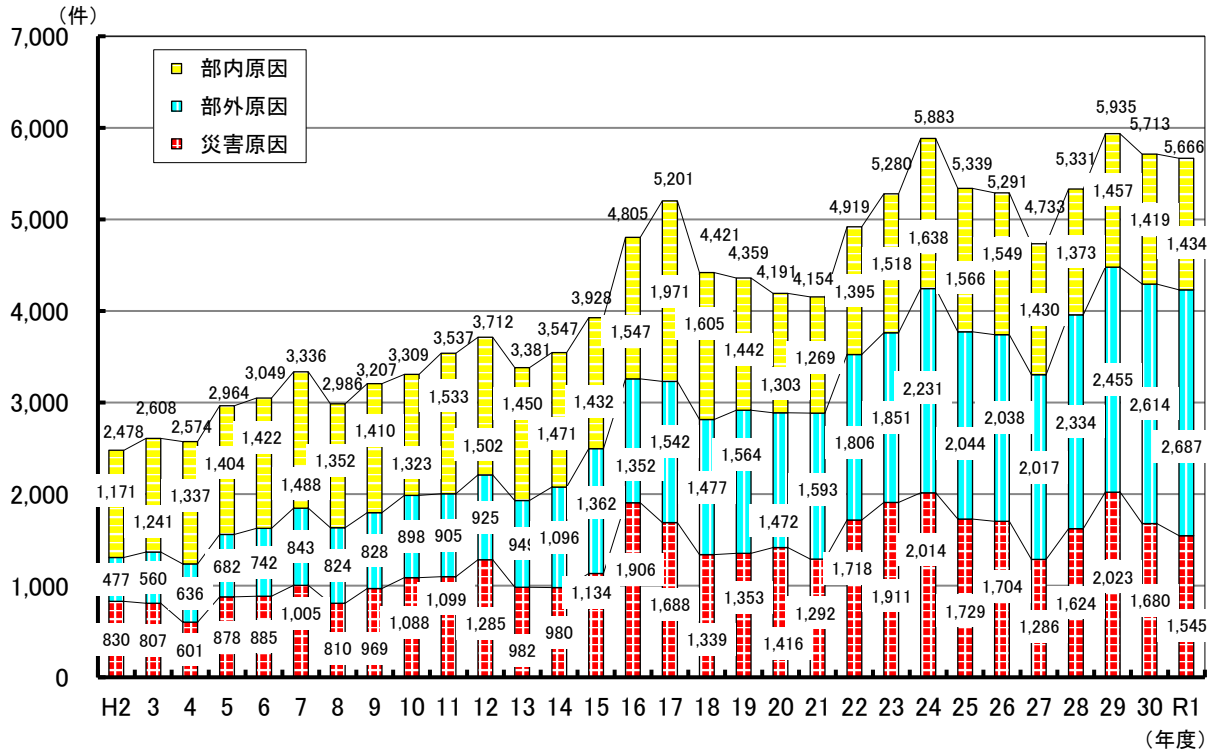
災害原因 : 風水害、雪害、地震等の自然災害に起因するもの

---

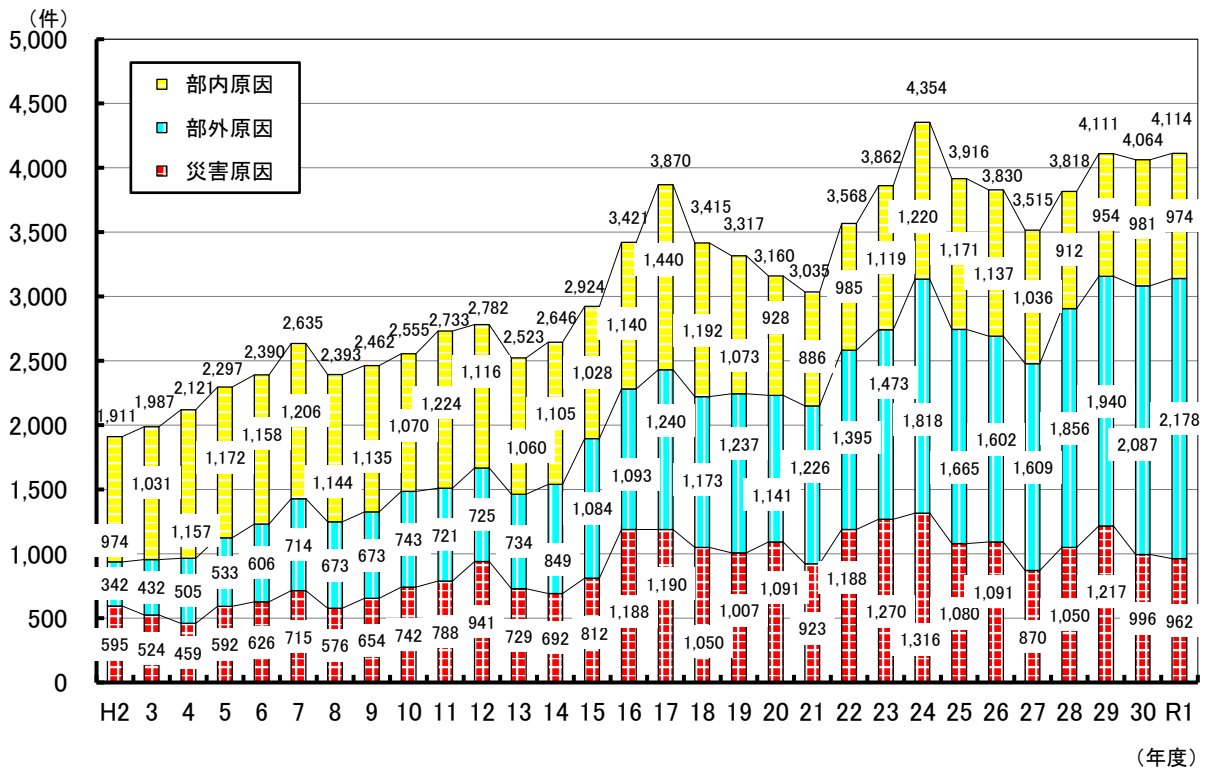
<sup>9</sup> 鉄道事業法第19条等に基づき、鉄軌道事業者が国へ届け出ます。

図18: 輸送障害件数の推移

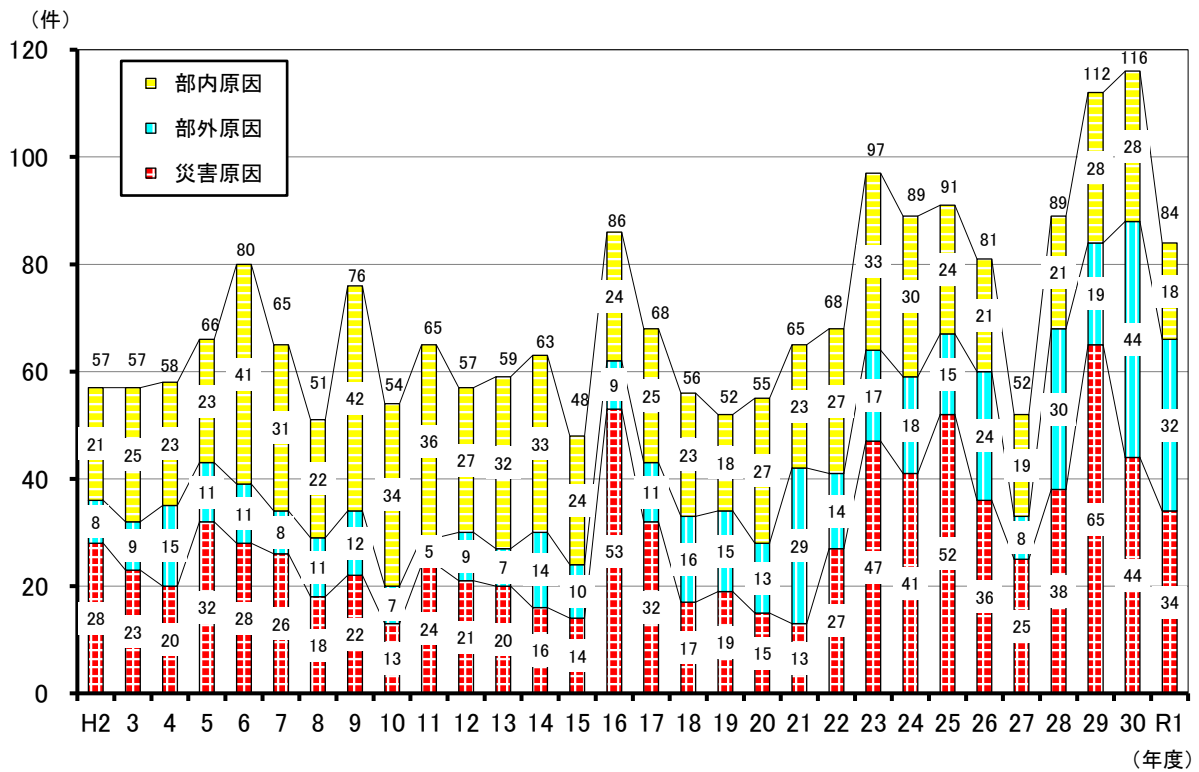
① JR(在来線+新幹線)と民鉄等(鉄道+軌道)の合計



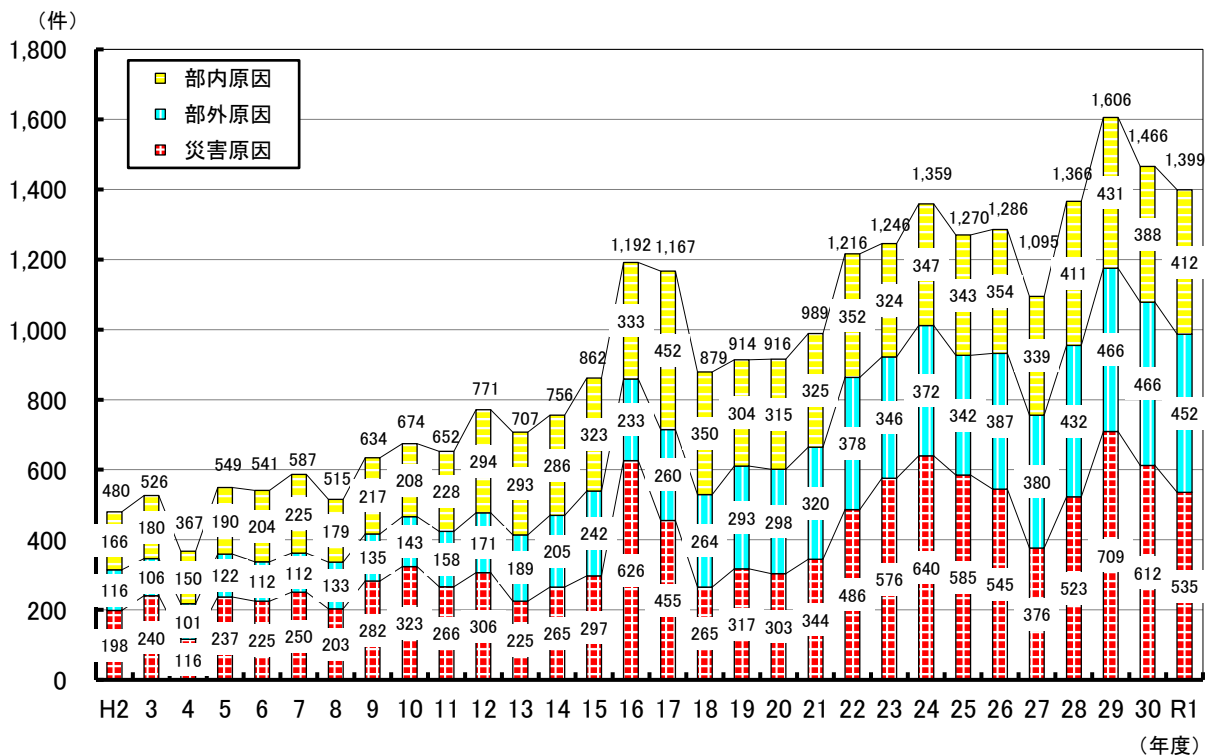
② JR(在来線)



### ③ JR(新幹線)

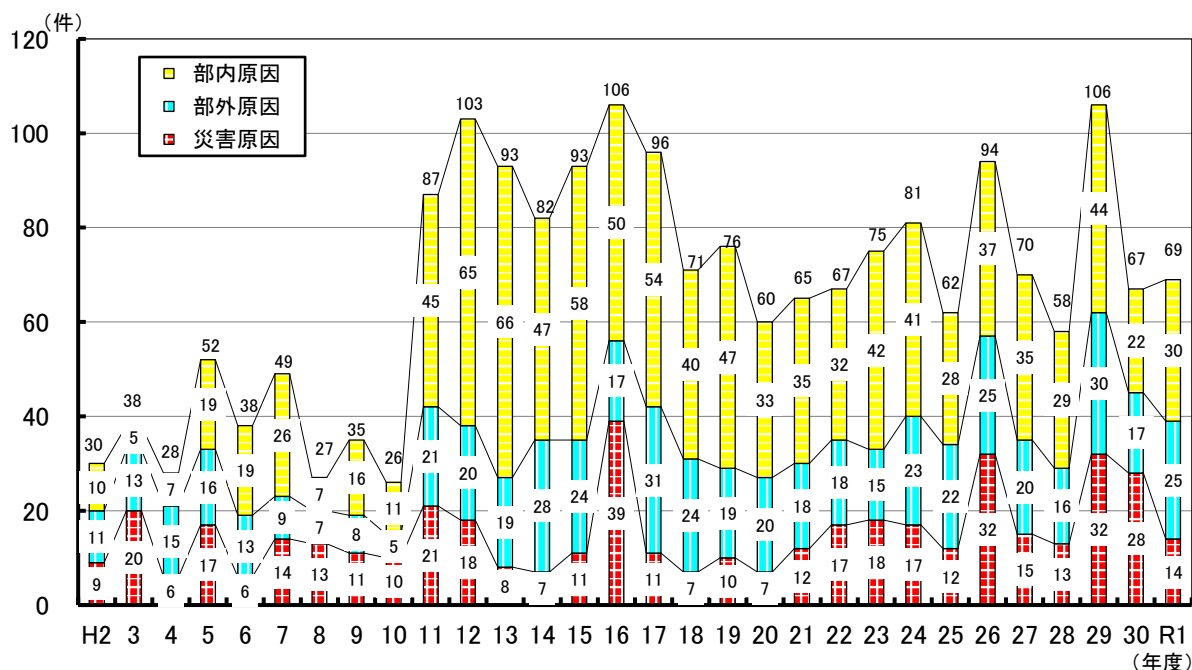


### ④ 民鉄等(鉄道)



※ 軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を含む

## ⑤ 民鉄等(軌道)



※ 軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を除く。

## 4.2 事業者区別の輸送障害件数

・令和元年度における事業者区別の輸送障害件数は、下表のとおりです。

表4：事業者区別の輸送障害件数(令和元年度)

事業者区分	原因	部内原因					部外原因	災害原因	合計
		鉄道係員	車両	鉄道施設	その他	小計			
		JR(在来線)	237	496	240	1			
JR(新幹線)	5	7	6	0	18	32	34	84	
民鉄等	40	208	164	0	412	452	535	1399	
大手民鉄	9	44	48	0	101	298	70	469	
公 営	0	4	7	0	11	14	8	33	
新交通・モノレール	3	14	7	0	24	7	13	44	
中小民鉄	28	146	102	0	276	133	444	853	
軌道	5	12	13	0	30	25	14	69	
合計		287	723	423	1	1434	2687	1545	5666

※1 「公営」は、東京都交通局(上野懸垂線、日暮里舎人ライナー)を含み、東京都交通局及び札幌市交通局は路面電車を除く

※2 「大手」は、西武鉄道山口線を含む。

※3 「中小」は、準大手鉄道事業者(新京成電鉄、北大阪急行電鉄、泉北高速鉄道、山陽電気鉄道)を含み、大阪市高速電気軌道は南港ポートタウン線を含む。

※4 「軌道」は、軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を除く。